

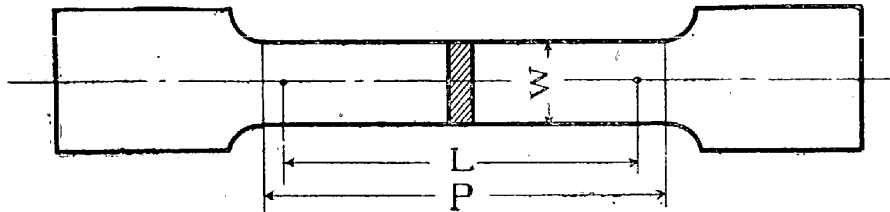
雜 錄

鋼材規格統一 去3月27日日本工業俱樂部に於て工業品規格統一調査會第4回總會を開催せられ左記13件に付可決した。1、橋梁建築及一般構造用壓延鋼材 2、造船用壓延鋼材 3、汽罐用壓延鋼材 4、鐵道車輛用壓延鋼材、5、標準棒鋼及形鋼寸法表 6、鋼材の寸法及重量公差 7、水管式罐用繼目無鋼管 8、焔管式罐用繼目無鋼管 9、機關車罐用繼目無鋼管 10、一般用繼目無鋼管 11、瓦斯管 12、木材 13、普通鑄。尙同第2回總會に於て議定せられたる金屬材料標準抗張試驗片及針金の徑、薄板の厚及其の稱呼は別項の如し。同第3回總會に於て議定せられたる、1、鍛鋼品、2、鑄鋼品、3、鑄物用銑鐵、4、普通煉瓦、5、空洞煉瓦、6、耐火煉瓦、7、第一號螺糸、8、電氣用銅線、9、電球用ねぢ型口金及承口の寸法、10、寸法標準數、11、等比標準數に就ても前同様政府に於ては成るべく此の規格に依る方針の下に農商務省告示として公布せんとして居る。

金屬材料標準抗張試驗用規格 農商務省告示第四十三號 政府に於て製造若は購入し又は政府の註文する工事若は製造品に使用する金屬材料の抗張試験に用うる試験片の形狀及寸法は左の規格に依る 但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず。大正14年3月5日

金屬材料の抗張試験に用うる標準試験片の形狀及寸法は次の如く之を定む

第一號 試驗片

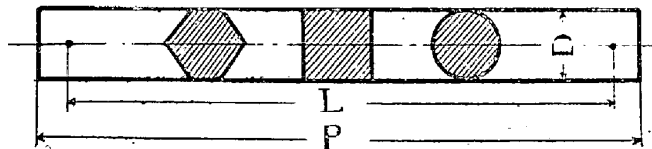


標點距離 $L = 200 \text{ mm}$
 平行部の長 $P = \text{約 } 220 \text{ mm}$

試験片の厚(m m)
 23を越ゆるもの
 9以上23以下
 9未 滿

幅W(m m)
 40 以 下
 50 以 下
 60 以 下

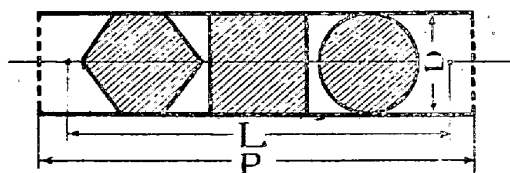
第二號 試驗片



標點距離 L は徑(又は對邊距離) D の8倍、兩端を太くするものに在りては平行部の長 P は D の約9倍

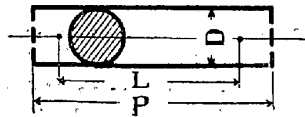
第三號 試驗片

徑(又は對邊距離) 25 mm を越ゆる試験片



標點距離 L は徑(又は對邊距離) D の4倍、兩端を太くするものに在りては平行部の長 P は D の約45倍

第四號試驗片



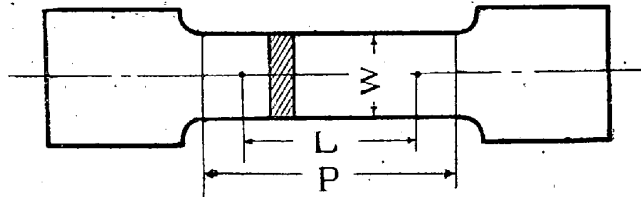
標點距離 $L = 50 \text{ m m}$
 平行部の長 $P = \text{約 } 60 \text{ m m}$
 徑 $D = 14 \text{ m m}$

本試験片の断面は圓形なるを要す

材料の都合に依り上記の寸法に依ること能はざるときは次式に依り標點距離を定むることを得

$$L = 4 \sqrt{A} \quad (\text{Aは試験片の斷面積})$$

第五號試驗片



標點距離 $L = 50 \text{ m m}$
 平行部の長 $P = \text{約 } 70 \text{ m m}$
 幅 $W = 25 \text{ m m}$
 厚は原厚のままとす

備考 各號試験片の兩端は試験機に適合する形状に仕上ぐるものとす

各號試験片の用途

第一號試験片 本試験片は主として鋼板、平鋼の形鋼の抗張試験に用う

第二號試験片 本試験片は主として棒鋼の抗張試験に用う。本試験片の平行部は壓延せるままとし又は機械仕上に依り之を作成することを得

第三號試験片 本試験片は徑(又は對邊距離)25mm を超ゆる棒鋼の抗張試験に用う。本試験片の平行部は壓延せるままとし又は機械仕上に依り之を作成することを得

第四號試験片 本試験片は主として鍛鋼品及鑄鋼品並非鐵金屬(又は其の合金)棒の抗張試験に用う

第五號試験片 本試験片は主として管類及非鐵金屬(又は其の合金)板の抗張試験に用う

針金の徑薄板の厚及其の稱呼規格

農商務省告示第四十四號 大正14年4月1日以降政府に於て製造若は購入し又は政府の註文する工事若は製造品に使用する針金の徑、薄板の厚及其の稱呼は左の規格に依る但し已むことを得ざる事由ある場合は此の限に在らず。大正14年3月5日

針金の徑及薄板の厚は之を次の42種とし其の稱呼には徑又は厚を表はす寸法を以てし番號等を用ゐざるものとす

徑又は厚 m m	徑又は厚 m m	徑又は厚 m m
12.00	1.20	0.12
10.00	1.00	0.10
9.00	0.90	
8.00	0.80	
7.00	0.70	
6.50	0.65	
6.00	0.60	
5.50	0.55	
5.00	0.50	
4.50	0.45	
4.00	0.40	
3.50	0.35	
3.20	0.32	
2.90	0.29	
2.60	0.26	
2.30	0.23	
2.00	0.20	
1.80	0.18	
1.60	0.16	
1.40	0.14	

八幡製鐵所決算 八幡製鐵所13年度收支決算は去3月31日終了した、同年度豫算に純益金 85 萬圓計上しあれば、當然年度末に前記金額を大藏省に納入しなければならぬことになつて居る。該年度は一般を通じて鐵市場は軟弱であつた爲、豫定の収入は見たが果して 85 萬圓の純益金を得たかは頗る問題である、概算的の數字を見ると 13年度の總収入は本所 64,242,713圓、二瀨出張所(3月25日まで) 57,508圓、支出本所 59,797,934圓、二瀨出張所(3月25日までの分) 8,873,372圓で、現金のみの收支差引は 12,377,085 圓の収入不足となつてゐる、12年度から13年度への繰越金は 5,563,000圓、それも本年度に於て更に 551萬餘圓の不足となつてゐて、その不足は例の融通資金 4百萬圓と借入金 55百萬圓の内から補填して支出した形となつてゐる、しかし財産から見ると製出した鐵材の内賣残りのもの即ちストックが約 12—3 萬噸であつて其の内前年度繰越の約 4—5 萬噸を控除したものは矢張り本年度の生産となつてゐるから夫を 1噸 120 圓とすれば約 12 百萬圓餘の財産となる、此の外原料購入金の内未處分のものを合し年 85 萬圓の純益金を見ることとなるも實際現金の支出は 1千餘萬圓の収入不足は動かすことの出来ぬ事實である。

製鐵所銑鐵産額

大正13年12月	44,910 匁 270 匁	大正14年 2 月	43,577 匁 510 匁
大正14年 1 月	43,199 匁 480 匁	大正14年 3 月	47,546 匁 240 匁

製鐵所分塊新工場 製鐵所第六分塊工場は明年 4 月 1 日より本式作業開始の筈で、目下諸準備を急いで居るが同工場は生産能力十萬噸にて當分はシートバーの製作をも兼ねると。

本邦重要鑛物産額 (大正14年 1 月農商務省鑛山局調査) (△は減少を示す)

鑛 種	大正14年 1 月分	前年同期の 増減と比較	鑛 種	大正14年 1 月分	前年同期の 増減と比較
金 (匁)	164,409	△ 22,858	石炭(佛噸)	2,269,282	△ 15,479
銀 (匁)	2,446,743	△ 390,474	石油(石)	127,552	2,695
鋼 (斤)	7,679,324	544,132	硫黃(佛噸)	3,563	714
鐵 (佛噸)	3,610	△ 1,920			

鐵業答申案 去 4 月 11 日富士見町農相官邸に於ける最後の製鐵鋼調査會に於て、滿場一致可決された鐵業答申案は幹事の手許に於て條文及び字句の修正整理をなし、その終了次第直に閣議に提出することになつて居るが、右答申案の全文は約八ヶ條で大體次の諸項目から成つて居る。1、將來八幡製鐵所を中心として之に國策樹立の見地から相當見込ある民間工場を加へ、半官半民の合同經營組織に進む方針の下に、差當り製鐵所に特定の機關を設けて官民の連絡に當らしむること。2、内地に於ける鐵鋼業獎勵の爲め鐵鋼製品は成る可く内地産品を使用する様に努むること。3、原料品及び製産品の販賣購買に關する適當の共同組合機關を設くること。4、銑鐵及び鋼に對し適當の保護關稅を設くること。5、或種の鐵鋼品及び原料鑛石の鐵道輸送賃銀を出來得る丈け輕減すること。6、適當なる製鐵鋼業獎勵法を制定すること。